

令和2年4月7日

ご契約者の皆様へ

東京海上日動火災保険株式会社

新型コロナウイルスの影響による特別措置のご案内

このたびの新型コロナウイルスの影響により、皆様におかれましては、不自由な日常生活を余儀なくされておられることと拝察し、心よりお見舞い申し上げます。皆様におかれましては、一日も早く平常の暮らしに戻ることが出来ますようお祈り申し上げます。

損害保険のご契約者への特別措置について

このたびの新型コロナウイルスにより、弊社では影響を受けられたご契約者の方々に、下記の特別措置を実施させて頂くこととなりました。これらの措置の適用をご希望の方は、弊社代理店・扱者または弊社営業課支社までお申し出下さい。

1. 契約の更新手続きについて

火災保険、自動車保険（自賠責を除く）、新種保険（傷害保険等）、超ビジネス保険、船舶保険、貨物保険、超保険契約の各補償に関しまして、別紙記載の特別措置の開始日から6ヵ月後の末日までに満期日が到来するご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、特別措置の開始日から6ヵ月後の末日までに手続きをおとり下されば、契約が更新されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料の払込について

火災保険、自動車保険（自賠責を除く）、新種保険（傷害保険等）、超ビジネス保険、船舶保険、貨物保険、超保険契約の各補償に関しまして、別紙記載の特別措置の開始日から6ヵ月後の末日までにお支払い頂くべき特別措置の開始日前に締結された新規契約・更新契約・契約内容変更に係る保険料、および、特別措置の開始日後に締結された更新契約に係る保険料につきましては、特別措置の開始日から6ヵ月後の末日を限度にその払込を延期することができます。（各種積立保険に関しましても同様の取り扱いとさせていただきます。）

3. 積立保険等固有の特例について

積立保険の契約者貸付・解約について

各種積立保険、損保年金に関しましては、契約者貸付制度の適用利率、ご契約を解約または一部解約される場合の解約返れい金の計算について、特例措置を設けております。

※本件に関するお問い合わせは、弊社代理店・扱者または弊社営業課支社までお寄せ下さい。

以上

特別措置の対象地域等＜契約の更新手続き、保険料の払込の猶予＞

対象地域	特別措置の開始日	更新手続き猶予 (特別措置の開始日から 6ヵ月後の末日)	保険料支払猶予 (特別措置の開始日から 6ヵ月後の末日)
地域の限定は行いません	令和2年3月13日	令和2年9月末日まで	令和2年9月末日まで

＜積立保険等固有の特例＞

対象地域	特別措置の対象期間
地域の限定は行いません	令和2年3月18日～9月末日まで受付分

以上